

平成 2 6 年 5 月 1 日

美里町教育委員会臨時会会議録

平成26年5月教育委員会臨時会議

日 時 平成26年5月1日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎201会議室

出席委員（5名）

1番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4番	委 員	佐 藤 三 昭 君
5番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員

な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君

傍聴者 6名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- ・ 審議事項

第2 議案第7号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

- ・ 協議事項

第3 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

- ・ 審議事項

第2 議案第7号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

- ・ 協議事項

第3 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

午後１時３０分 開会

○委員長（佐々木勝男君） こんにちは。

ただいまから、平成26年５月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

日程第１ 会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 議事日程第１、会議録署名委員の指名ということで、２番委員成澤委員、３番委員後藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

審議事項 日程第２ 議案第７号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

○委員長（佐々木勝男君） では、審議事項の日程第２、議案第７号美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、事務局のほうから提案説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第７号美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱についての提案理由を申し上げさせていただきます。

美里町近代文学館条例第７条の規定によりまして、近代文学館の運営及び資料の収集、保管、展示等を円滑に行うために委員を委嘱するものでございます。委員は、10名以内といたしまして、それぞれのカテゴリーから選出させていただいております。１つ目が、学校教育の関係者でございます。２つ目に、社会教育の関係者でございます。３つ目が、家庭教育の向上に資する活動を行う方でございます。４つ目が、学識経験のある方でございます。５つ目としまして、近代文学館を利用している方で、これについては公募をさせていただいた方々でございます。資料にあるとおり、各分野から選出させていただいております。

なお、新再任別ということで書いてありますが、再任につきましては２人の方でございます。残りの８名につきましては、全て新任ということでございます。

なお、この委員の任期につきましては、委嘱の日から２カ年となっております。基本的には平成26年度、平成27年度の委員でございます。

よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま委嘱に関しての提案説明がございました。審議事項でございますので、御質問、御意見まとめてお伺いしたいと思います。はい、どうぞ。

○３番委員（後藤眞琴君） 公募の件なのですけれども、この公募は何人という形で公募して、何人あったうちで、この４人が選ばれたのでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません。その件につきまして、担当である近代文学

館長から聞き及んでおりませんでしたので、一度休憩をいただいたときに調べさせていただきまして、後ほど答えさせていただくということによろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに御意見等をいただければと思いますが。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。では、御意見なしということによろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから提案いたしました美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱については、御異議なしということで受けとめてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐々木勝男君） では、提案いただきました委嘱につきましては、承認ということになりますのでよろしくお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。質問の件は、後ほど回答させていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほど後藤委員のほうから御質問がございました件については、後で回答するということになりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

協議事項 日程第3 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

○委員長（佐々木勝男君） 次、協議事項、日程第3、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について、事務局より提案説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それではこの事項でございますが、4月教育委員会定例会におきまして、この返却する文書についていろいろと御協議いただいたところでございますが、結論が出ませんでした。それを受けまして、本日5月臨時会を開催させていただいているところでございます。

前回、4月にお話し合いいただいた件を踏まえまして、事務局、あとは委員長と協議をさせていただきまして、原案を皆様方に招集告示と一緒にお配りさせていただいてあるところでございますが、それにつきまして言い回し等の若干の修正を事務局のほうでその後させていただいております。本日、議事日程といっしょにそちらの部分を訂正案としましてお配りさせていただいておりますので、その訂正案のほうを事務局で読み上げさせていただきまして、本日の協議に移らせていただきたいと思いますと思っております。

なお、きょうの協議におきましては、各委員様方からおのこの案もあるでしょうから、そ

れは委員長の裁量におきまして発言をしていただきまして、御協議いただきたいと思っております。

それでは、先ほど言いました訂正案を読み上げさせていただきます。なお、「返却依頼文書」までの部分につきましては読み上げを省略させていただきます。返却を依頼する理由のみ読み上げさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

それでは読み上げます。

「返却を依頼する理由。美里町教育委員会は、内容に不備がありました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を修正し、町長に提出していましたが、これまで理由を付して2度にわたり返却を依頼しておりました。これに対し、町長からまだ返却いただいておりますので、改めて依頼するものであります。

本町では、少子化など社会環境の変化を目の当たりにしております。このような中、教育委員会として喫緊の課題となっておりますのは、将来を見据えた教育環境の整備であります。学校の適正規模及び配置を総合的に判断しなければならないことであります。

これらの課題を解決する方策の1つとして、美里町学校教育環境審議会を設置し、教育環境の整備について調査・審議していただき、このたび答申をいただいたところであります。この答申を踏まえ、教育委員会といたしましては学校給食施設を含む教育環境の整備について総合的に検討し、将来に向けた学校のあり方についての方向を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく御協議お願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局から提案説明がございました。協議事項ということでございますので、それぞれの委員の皆さんから御質問、御意見、あるいは案文等について御提案ございましたら、その件も含めて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） いまこの訂正案を含めてですけれども、この案をつくるに当たっては、委員長さんも事務局の方と御相談なさってこの案をおつくりになったのでしょうか。

これ、訂正案もほとんど内容的には同じだと思うのですけれども、この案をいただいたときに、まず驚き、それからこんな話はないだろうという印象を持ちました。といいますのは、前回の定例会では、「きょうの会を踏まえて理由を考える」というふうになっていたのですけれども、まず踏まえたものが見えないのです。と言いますのは、前回、委員長さんがこの案だという形で示してくれたものと比較しますと、前回の定例会でもらったものです。これを読みます。「美里町教育委員会は、内容に不備があった」。これ、訂正案でありました。それで、「美

里町小牛田地域学校給食基本構想を修正し、町長に提出しておりましたが、これまで理由を付して」、前は理由を付して「２度にわたり返却を依頼しておりました」。

それで、きょうもらったものは、「町長」からですけれども、ほとんどこれ、変わっていないです。これは、委員長さんの前回のお話では、これはあくまで２回までの定例会での話を踏まえてつくったものだと。それで、３回目である前回のものを踏まえて、今度は新しいものをつくるというところまでは前回のお話し合いで決まったかと思うのです。そうすると、全然、前回の話が今回の案に含まれていないのです。これはどういう理由からなのでしょう。

○委員長（佐々木勝男君） 今の件でちょっと補足お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 補足といいますか、今の後藤委員さんからのお話ですが、確かに前回、４月の定例教育委員会のほうでは、各委員さん方から意見をいただきまして、返却する文書について協議を２時間以上にわたりまして行っていたところでございます。

その中で、事務局というか委員長も含めた中で詰めさせていただいたのが、やはり前回２回の返却した文書と余り大きな変更は考えられないのではないかとあったことがございました。そういった中で、皆様方にまたお示ししておりました案というものは、平成25年12月６日と平成25年12月27日に町長に提出された文章、文面を踏まえて、また再提出すべきだということで、今回このようにさせていただいております。

ただ、後藤委員さんが言われている前回４月の定例教育委員会で協議いただいた部分が踏まえられていないというのは、確かにそれは一理あると考えております。

説明となっているかどうか分かりませんが、お答えさせていただきました。

○３番委員（後藤眞琴君） 委員長さんの意見は、これを一緒におつくりになられたときにこういう訂正案を含めておつくりになったと思うのですけれども、委員長さんのお考えはどういう考えから、先ほど説明したものとまず変わらないものを出していいと判断されたものでこういうものを出しているときの、基本的な考え方をお聞かせいただければと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 前回の協議の中で、委員長はどういうふうに考えているのかという問い合わせがございましたので、その時点でお話し申し上げておったのは、第１回目に提出いたしました平成25年12月６日付、美教総第1291号という文書の返却についての依頼ということがございます。これは第１回に提出したものでございます。それで、その基本的な考え方として、第１回目に提出したものを大きく変えることは考えておりませんということで、前回の会議の中でお話し申し上げたことでございますので、今回提出する中身についても、私の基本的

な考え方として、第1回目に依頼文書として提出したものと大きく変えては、私自身の考え方にならないというふうに考えますので、大きくは第1回目と変えないと。でき上がってきたものがこのようなことで、若干丁寧な言葉も入っておりますけれども、そういう考えでおるところです。

ですから、そのことをまず私の考えとしてお話し申し上げて、ここではそれぞれの委員の皆さんから、前回も加除修正ということでもその協議の中で出ておりましたので、いろいろ事前にお示し申し上げましたけれども、こういった資料をもとにして、さらに加除すると。加えるところ、省くところとか、そういうところの意見を出していただいて、文章をきちんとしたものにつくり上げて提出というような運びに持っていきたいと、そんなふうに私は考えております。

ですから、ここからあとはつけ足しはだめ、消すのもだめとか、そういうような考えではございません。そういう意味で、この委員会の中でいろいろ委員の皆さんからお話をいただきながら、そしてやっぱりどのような形にまとめていくか、そこでまとめた総意ということで委員会として提出するというような運びになってくると思いますので、その辺を御理解いただきながら進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか、はい。

○3番委員（後藤眞琴君）　そこで、前回これは正式な会議録ではないのですけれども、吉田　實さんが個人的に作成した委員会の会議録。これ、委員長さんもお読みになっていると思うのですけれども、前回の会議録です。これ、吉田　實さんがこういう形でつくっていただいて、会議録を作成して事務局に送信していただいたので、参考までにお持ちしましたので、御参照願いますと。

その15ページに、委員長さんがお話ししたこと、今の内容と同じようなことが書いてあったわけですが、改めて読みます。「佐々木教育委員長。だからここでさっき出たのを全部網羅しているものではありません」。この会議録が、今お話ししましたように、そのとおりかどうかは委員長さんに聞いてみないとわかりません。それで、一応吉田さんが作成したものです。「事前にこちらで第1回目をベースにして表現したものですから、きょうこれ、第1回目をベースにして表現したものですから」というような、この場合先ほど、全然、ほとんど変わりはないと言ったことです。「きょう話されたことが、私が言ったように加除修正する意見があるか、こういう内容のものはここにに入れてくださいと、これは要りませんとか、トータルです。そういうことの文言をもらって、一々1つの文にしてお話ししてお話してくださいということは言っておりませんので、こういうような内容のところをこのところに入れてもらう

といいとかいうようにしていただければ、あと事務局サイドで文書表現を見直して、理由づけのところを書いた記述した文書をもう一回委員の皆さん方にお示しして」、というのはこれ、きょう見せていただいたものだろうと、訂正文案。「理由づけのところを書いた記述した文書をもう一回委員の皆さん方にお示しし、これだったらいいだろ、ここのところはもうちょっと足りないよとか、そういうところを協議する場面が出てくると思います。そういうところをチェックしますので、今回全部完成した文書でなくても、その要素となる文言をお示しいただければ、その辺のところを参考にして、資料としてそれをこう載せるとかいう場合も出てきますよね。そんなところを勘案しながら、この返却理由については述べていきたいと思いますと、私はこう考えております」。今委員長さんがお話しになったようなことを、この場でも述べておられます。その結果出てきたものがこういうものです。それは、先ほどの繰り返しになりますけれども、前に示されたものとまず変わりはないのです、内容的に。

そうしましたら、きょう話し合ったものも、これは勝手な考えですけれども、また同じような羽目になる恐れはないのではないかと、心配していいかもしれませんけれども、ですから前回のものを踏まえて書くのだったら、こういうものは出てこないのではないかというのが、僕が最初に述べたわけなのです。その辺はいかがですか。

○委員長（佐々木勝男君） 一応御意見としては、そのとおりだと思います。それではさっきの繰り返しになりますけれども、これをもとにしながらやはりそれぞれの委員の皆さんから、最初にこう示してありますので、これについてこういうところは加えたほうがいいだろうとか、ここは外したほうがいいだろうとかいろいろ出てくる、お考えだと思いますので、候補を出していただいて、そして全体の中で協議を進めたいと思いますので、その辺をそういうふうにして私は考えております。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 確認しますけれども、きょう話し合ったことを踏まえて、今度は理由をきちんと書いてもらおうと。

○委員長（佐々木勝男君） きょう話し合ったことを文言化して、そしてもう一度時間的な確認がとれれば、あとは完全に清書化したものを今度は文書としてつくり上げるというような動きにしていきたいと思いますので、そのように御理解いただきたいと思います。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） それでは、ほとんど訂正がないのですけれども、案があります。これ、何字だったか、一番短いので14字ぐらいだと、17字ですか、これ、みんなにお配りしたいと思うのですけれどもよろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君） はい、では資料としてコピーをとってまいりますので、暫時休憩を

とります。

午後 1 時 5 2 分 休憩

午後 1 時 5 5 分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 資料が全員に配付されましたね。資料がそれぞれの委員の皆さんに渡ったと思いますので、それでは休憩前に引き続き協議を始めることにいたします。

ただいま後藤委員のほうから、理由ということで提出された資料がございますので、後藤委員のほうからこの理由について朗読、あと補足する説明などがございましたらそのところをお話いただければと思います、はいどうぞ。

○3 番委員（後藤眞琴君） 特別なただ「いわゆる」というところに下線を、後でつけ加えたものですから下線を引くのを忘れてしまいましたので、この下線を引いたのは僕がつけ足した部分です。

それで、入れたところは、「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」、あるいは括弧で「適切に処置することができないまま」、最初は「適切に処置することができないまま」とやったのですけれども、これをするときちょっときついなという感じがしましたので、「処置しないまま」というふうに書いて、最初にここに入れたと。それだけのことです。

○委員長（佐々木勝男君） 傍線、いま後藤委員のほうから文言として、事務局案、事務局から示された返却を依頼する理由のところの 1 行目について、このような文言を挿入したらどうでしょうかというような御意見が出ておりますが、それぞれの委員の皆さんからこのことについて御意見をいただきたいと思います。どうぞ。

○2 番委員（成澤明子君） 私も、この美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の今までの経過を、一町民としてわかった限りでは、もっとすっきりしたものになりたいという思いできました。

それで、教育委員会に入ってから、これができるまでのいろいろな経緯といいますか、多くの人の手を煩わせてここまで来たと。しかし、基本的なところで間違っていたということはあるので、そういうことを考えると、全くゼロにするということは、今まで税金を使ってきたということもありますし、どうなのだろうと自問自答をずっとしておりました。

しかし、ここまで来てもなかなか解決を見ない、すっきりしないということがあって、そのうちに情勢もいろいろ変わってきていますし、後藤委員さんのおっしゃった剽窃問題を適切に処置しないままに至ってここに来て、「内容に不備のあった」という文言を入れることは、入

れてははっきりしたほうがいいのかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに御意見。どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） ことが前に動いていかないというのは、やはり給食センターの問題だけに限らず、美里町のやっぱり教育全体にも非常に大きな足かせというかブレーキになっていると思うのです。会議自体もそういうふうな時間が多くなるし。それで、こういう大切な問題がやっぱり前に進まない状況にしておくのは、子どもにとっても不幸なことなので、やはりこれは整理をしなければいけないのではないかとというのが、これまで申し上げておるところでもあります。

それで、前回の話し合いで委員さんからそれぞれ出てきているのは、やはり経過を含めた反省を教育委員会が示すべきではないかと。その態度を示すべきではないかというようなお話があって、私もそうだなというふうに思っておりますので、前回の文章よりは「内容に不備がありました」という言葉が入っていて少しはそこを示してはいるのですが、むしろこの剽窃問題を含めたところに踏み込んだ教育委員会としての反省も返却の理由にこの際載せて、新しくしっかりとそこに対して取り組んでいける形をつくるべきではないかなと思いますので、後藤委員さんから提出された追加文書に関しては、私はよろしいのではないかというふうに思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに意見をいただきたいと思います。教育長はいかがですか。

○教育長（佐々木賢治君） 基本的には、給食センター基本構想を返していただきたいというのが私たちの願いだと思うのです。その理由は、今の子どもたちの教育環境、さまざま学校給食施設も含めまして課題が山積しておりまして、いい環境をつくってあげなくてはならないと。今すぐ給食センターをつくろうという状況ではないという、置かれているというのは、皆さんおわかりのことだと思います。

それで、返していただくためにどんな理由にしようかということで、協議していただいているわけですが、先ほど後藤委員さんから「前回と何も変わっていない」というお話、御指摘をいただきましたけれども、一番最初に示したのは、たしか理由でこういうふうになっています。

「美里町教育委員会は、センター基本構想を策定し、町長に提出していましたが」と。それで、後藤委員さんからいろいろ剽窃問題とか御指摘いただいて、ちょっと表現はぼんやりしているのですが、「内容に不備がありましたこのセンター構想を修正し」という、そこに文言が少し入っているのです。前にお示ししたものに、まるっきり手をつけていないわけではございませんので。

まずそれが1つと、それからいま後藤委員さんがお示しされた、「いわゆる剽窃問題を適切

に処置しないまま」と。私にとっては、剽窃問題などが、いわゆる「内容に不備があった」ものだ。それなども「内容の不備」に含まれると。当然これは含まれていると。ただ、それでは見えないので、「剽窃問題など」と加える。例えば、「美里町教育委員会は、剽窃問題など内容に不備がありました」と。例えばですけれども。そういう形ではどうなのかなと今ここで思いました。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○2番委員（成澤明子君） 今、教育長さんからのお話もお聞きして、「剽窃問題を適切に処置しないまま」ということなのですけれども、それよりはやはり「剽窃問題など内容に不備がありました」のほうがすっきりはっきりするのかなと思いますけれども。「剽窃問題など」と入れるわけです。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕はこれ、剽窃問題というのは、内容プラスもっと基本的な、倫理的な問題があると思うのですよね。その辺のところ、そうすると「剽窃問題など内容に不備があった」と入れますと、これ、僕も日本語がわからないものですから、「不備」というのはどういう意味があるのかというのを広辞苑と日本国語大辞典というので調べたのですよね。そうすると、「不備」というのは、「十分に整っていないこと。そろべき事柄や条件などが完全にそろっていないこと」となるわけです。それでもう1つありますけれども、これは「手紙の最後につける」という意味で、これが国語大辞典。それで、広辞苑の第六版ですけれども、「備わらないこと。十分に整わないこと」と、こういう意味が「不備」の意味なのです。

それで次に、もう1つ蛇足かもしれませんが、「修正」というのがどういう意味があるかと言いますと、これは「文章、意見など不十分と思われる点を直すこと」。それと、もう1つありますけれども、これは「品行などがきちんとして正しいこと」。これ、国語大辞典です。次、広辞苑のほうでは、「よくないところを直して正しくすること」。もう1つは「品行などがおさまって正しいこと」と、こういうふうになるのです。

そうすると、「剽窃」という意味は、これも国語大辞典によりますと、まず広辞苑のほう。

「剽窃の「剽」はかすめ取る意。他人の詩歌、文章などの文句または節を盗み取って、自分のものとして発表すること」、これが広辞苑の意味です。次、国語大辞典で、2つしか、幾つかもっと挙げればいいのかもしいけれども、これだけで勘弁していただきたいと思いますが、それでも、「他人の詩歌、文章、論説などを盗み、自分の作として発表すること。剽賊ともいいます」と。こういうふうになっているのです。

そうすると、今の教育長さんのお話ですと、「剽窃問題など内容に不備があった」と言うと、

「剽窃問題」イコール「内容」というふうにもとられかねませんので、剽窃問題というその剽窃の意味からしますと、極めて倫理的な問題が含まれてくるだろうと思うのです。それで、教育委員会というものは、子どもに教育する立場から、子どもにこういうことはしてはだめなんだよということをいろんな形で教えていく、その指導方針をつくるところだろうと思う。それを教育委員会がしている場合に、子どもたちのためにこそ教育委員会が反省しなければならないと思うのです。それを、やっぱり何とか、ちょっと言葉が悪いのですけれども、すりかえようとすると、ほかのことを言えないような言葉遣いとなりませんけれども、この基本構想に関してこういう事実があったと。それは倫理的に反することで、子どもたちが絶対にやってはならないことをしたんだという反省を、僕は文章でもって示さなければならないと思うのですが。

それを今まで、教育委員会というのは言葉では反省しているとは言うのですけれども、それが具体的な形で目に見えなかったのではないかと。それで、今度町長さんにお返し願う場合に、こういうことに対してしないままで来て申しわけないという理由は込められているのではないかと。思うのですけれども、これを読む方がいろいろ解釈はあるでしょうけれども、そういう意味で僕はやっぱり、「剽窃問題など内容に不備があった」と言うよりは、剽窃問題をもうちょっと教育委員会は真摯に受けとめます、受けとめていますよと、反省していますと、そういう文言にしたほうが、僕は教育委員会としてのあるべき姿でないかというふうに思う。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、後藤委員のほうからは、この文言の理由をちょっともう一回、理由のところを。「美里町教育委員会は」から。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。「美里町教育委員会は、いわゆる」、「いわゆる」というのは、世間で言われている剽窃問題ですよというので、あえて「いわゆる」をつけたのです。「適切に処置しないまま、内容に不備のあった」と。ですから、「しないまま」のところで、あえて句読点をつけて、「内容に不備のあった」ということに。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、傍線、下線を引いたところの「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」というところを付け加えたいと。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 後藤委員のほうから出されたことについては、「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」というところの傍線を引いた部分を入れたいのだと。それで文章化したいということでございます。そういうことの御意見でございますので、このことについてそれぞれの委員の皆さんから御意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） この議題について先ほど話されて、私の意見は申し上げているので、

また同じ質問から来ていると思いますが、私は前にお話ししたとおりです。

○委員長（佐々木勝男君） 前の意見と同じということですね。どうぞ。

○４番委員（佐藤三昭君） 前の意見と同じというか、今この後藤委員さんからのプリントを提出いただいて、この下線を引いたところを加えたらどうなのかという協議に入りまして、そこに対して成澤委員も私も教育長もお話があったと思いますので、同じ意見でございますと申し上げておきます。

○委員長（佐々木勝男君） 成澤委員は。

○２番委員（成澤明子君） 同じです。剽窃問題という部分を明記するという点で、同じです。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長さんのほうから。

○教育長（佐々木賢治君） 大変というか表現、いろいろな意味を持ちますので難しいのですが、後藤委員さんが言われるとおり、そういった背景はまさにそのとおりだと思います。剽窃問題というのは本当に大変なことなのですよ。それで、教育委員会としてこれは十分大変なことということは認識しまして、議会等でも答弁をした記憶がありますが、ただ大変なことであったという、たとえ過去であれ教育委員会としての心のうちといいますか、言葉は大変難しいのですが、そういった反省の意を込めての「適切に処置しないまま」という捉え方だという、先ほど委員さんが言われたのですが、まさにそのとおりです。

ただ、この理由書にそのまま載せたほうがいいのかどうか、ちょっと今私も悩んでいるところです。心のうちは重々本当に御指摘いただいたとおりであります。

「適切に処置しないまま」。何もしていないのではないかととられることも考えられるのかなと思ったりもしたり。

○３番委員（後藤眞琴君） それは、「適切に」という言葉に。いろいろしたのだけれども、適切でなかったと。

○教育長（佐々木賢治君） その辺、我々もきちっと認識していかないと、思いました。

○委員長（佐々木勝男君） 文言挿入までのちょっと時間かかるかと思います。ちょっとそれぞれの委員もまだ決めかねるところがあるのかなと思うのですけれども、時間とりますか、若干。よろしいですか。

○４番委員（佐藤三昭君） これは、各委員がいろいろなお話をしても、この結論を出すに当たって時間を遅くするのか、ここに意見は出ていましたよね。そこについて、合議のための採決をとるのか。そのようにお進めになるのか。それとも、これはまた日を改めてこれを入れるかどうか十分に考えてきてくださいというものをするのか。そこら辺の進め方がちょっとわから

ないので、休憩をとるという意味が私には今理解できなかったもので、教えてもらいたいと思うのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） いわゆる今日、この文書を作成ということで考えておりますので、委員の皆さんのほうから出されたことについて、この文言について挿入ということで1つの文としてつくり上げていくということによってよろしいかどうかということなのです。それで、もうちょっと考える時間をいただきたいということであれば、若干の時間をとって、そしてじゃあこれを入れましょう、いやもっと補足するならばこれがある、補足とかあるいは除く場合はこの文字でない違う文字を入れるとか、いろいろそれぞれの委員が考えているところを文章化していく中に検討していくと。そして、つくり上げていくというような方向になると思いますので、そういう意味でお話し申し上げました。

ですから、つくり上げるのは本日つくり上げて、そしてここにもう文書番号が決まるわけだし、いつ提出するかもここで決めて、そして誰がどのように何時に持っていく、そしてこちらの考えを述べるかというような段取りまで今日は決めておく必要があります。そういう意味で、委員の皆さんから出されたことはきちんと確認して、これは挿入しないとか、これは挿入するとか、そういうところをはっきりさせた文章として持っていきたいと、こういうように思いますのでよろしくお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） まだ1時間になっていないのですよね。会議が始まってから1時間になっていないのですよね。

○委員長（佐々木勝男君） 間もなく1時間ですけれども。

○3番委員（後藤眞琴君） ですから、これだけのことだったらもう、すぐ、皆さんの意見も出ていますし、あえて休憩をとる必要はなくて、それでこの理由にいわゆる何字ですか、これだけを入れるか入れないかの問題なのですよ。だからその辺のところで、改めてもうみんなにいろいろお聞きになって。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 事務局としてのお願いなのですけれども、きょうでこれを決めていただきたいと。あと、段取りまでです。いつ町長に行くか。

それで、今の話、いろいろしていただいているのは、後藤委員さんから挿入の部分で、私がちょっと発言したことなどを踏まえますと、ふたとおりだと思うのです。「いわゆる剽窃問題など」、すぐ飛んで「内容に不備があった」云々といくか、いやそれではやはりちょっと足りない。もうちょっと教育委員会としての反省のことを考えた場合、やはり「適切に処置しな

いまま」をつけ加えたほうがいいのか、その2つの案だと思うのです。新たにつくり直すとか、それはとてもとても。そういう意味できょうは訂正案を示させていただいておりますので、委員長さん、その2点に絞って決めていただければというふうに私も認識したのですが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） はい。いま、御意見いただいたことについて、それぞれ委員の皆さん、確認ということでよろしいですね。

（「はい」の声あり）

それでは、後藤委員さんのほうから出された、「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」云々の傍線が引かれたところで、話し合い、協議の中で「いわゆる剽窃問題など内容に不備のあった」というのが1つの文案。2つ目の文案は、「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」。「など」はどっちも入りますか。第2案をもう一回言います。「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」と。その2つの文案になります。

それで、どちらのほうを挿入するかということで確認ということにしたいと思います。もう一回言いますよ。

（「わかりました」の声あり）

いいですか。では、成澤委員のほうから、どちらか、お一人お一人の委員に確認をしたいと思います、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） はい、よろしいでしょうか。後藤委員さんの説得力のあるお話を聞きながら、「剽窃問題を適切に処置しないまま、内容に不備がありました」と続くというほうに、反省を込めてそうしたほうがいいのかと思っています。

○委員長（佐々木勝男君） 第2案のほうになりますね。「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」ということで。佐藤委員のほうは。

○4番委員（佐藤三昭君） いずれ剽窃問題という言葉を使う以上、「など内容に不備がありました」と言うよりも、剽窃問題がもともとの問題でありまして、今ここに付け加えることに関しては。それで、その後、内容に不備のあったということで、関連していろいろな不備もありましたというところがございますので、この第2案のほうの「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」というほうに、第2案のほうに。

○委員長（佐々木勝男君） 第2文案ね。教育長さんは。

○教育長（佐々木賢治君） これを町長に持って行って説明しなくてはならないと思います。それで、「適切に処置しないまま」と、その部分です。委員長さんなり町長のほうに説明をし

ていただきたいと。つまり、先ほど後藤委員さんが言われたように、剽窃問題というのは、これは消しても絶対消せないのだと。そういったことについて、教育委員会として十分反省している意をこの中に込めてありますのでという、そういった私たちの意を町長にお示しして、この言葉だけで町長さんにとられてしまうと、もう少し考えてこいと言われると大変ですけども、そういった説明をするということで、ほかの委員さんがこの内容、「適切に処置しないまま」を入れたほうがいいということです、事務局を預かる教育長としてもそういった方向で進めさせていただければと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 第2案のほうの文案ですね。あと、後藤委員のほうは第2案の文でよろしいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） ええ、僕も。訂正案ほうにある丁寧にしたほうが、あるいはいいよだなという、不備があったというようなのがありましたとか、そういうところはお任せしたいです。

○委員長（佐々木勝男君） それでは委員長はどうかと、誰か聞かないのですか。

○4番委員（佐藤三昭君） どうぞ、御発言をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 私自身は、第2案のほうの「剽窃問題を適切に処置しないまま」というような表現のところを挿入したいと。それで、提出に当たって、ここのところをどういうふうに処置がどうだったのかとか、そういうことについてはやはり説明を求められますので、その辺は資料等を準備しながら、文書提出の際にはやっぱりお話ししなければならないというふうに私は考えています。

それでは、ただいまの返却を依頼する理由について、後藤委員のほうから提案がございました「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」という下線を引いた部分を挿入するというようなことになりました。よろしいでしょうか。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、確認させていただきます。

その傍線はいいのですが、括弧の部分は削除でいいですか。

○委員長（佐々木勝男君） 括弧の「（適切に処置できないまま）」はカットでよろしいですね。

（「はい」の声あり）

もう一度、理由の1行目、2行目、3行目のところ、文案を入れて読み上げますので、委員の皆さんに確認いたしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、ちょっと休憩いただいて、事務局でこの部分を打ち込

み可能だと思うのです。後でなくて、打ち込み直してお示しして、承認いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、今これから確認したことを文章つくってまいりますので、45分ごろまででいいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、大丈夫です。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、暫時休憩ということで、45分から再開することにいたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 再開いたします。

先ほど休憩前には、返却を依頼する理由ということで協議したことを、いま事務局のほうから最終案ということで示された文書がございますので、事務局のほうでその挿入した箇所の文言を朗読していただきたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。ただいま委員長から指示がございましたので、挿入した文面の読み上げと、全文もう一度読み上げさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、今協議いただきました最終案を読み上げさせていただきます。

「返却する理由」以下を読み上げさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

挿入する部分でございます。「返却を依頼する理由」のすぐ下の行でございます。

「いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま」の文章を追加させて、挿入させていただきます。挿入した全文でございます。読み上げます。

「美里町教育委員会は、いわゆる剽窃問題を適切に処置しないまま、内容に不備がありました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を修正し、町長に提出していましたが、これまで理由を付して2度にわたり返却を依頼しておりました。これに対し、町長からまだ返却いただいておりませんので、改めて依頼するものであります。

本町では、少子化など社会環境の変化を目の当たりにしております。このような中、教育委員会として喫緊の課題となっておりますのは、将来を見据えた教育環境の整備であります。学

校の適正規模及び配置を総合的に判断しなければならないことであります。これらの課題を解決する方策の1つとして、美里町学校教育環境審議会を設置し、教育環境の整備について調査・審議していただき、このたび答申をいただいたところであります。この答申を踏まえ、教育委員会といたしましては、学校給食施設を含む教育環境の整備について総合的に検討し、将来に向けた学校のあり方についての方向を示してまいりたいと考えております」。

以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま事務局のほうから返却を依頼する理由の文について朗読をいただきました。それでいいでしょうか。

（「はい」の声あり）

「てにをは」は、よろしいですか。

では、御異議なしということでございますので、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想については、ただいま承認ということになります。それで、提出日について。

○教育長（佐々木賢治君）　済みません。きょうの会議の日程で、協議事項は構想についてというところまでですが、提出日程等についても引き続き協議ということで、そこだけ確認させていただきます。

○委員長（佐々木勝男君）　では、本日の会議はこの文案についてが主でございましたけれども、補足しているその事務手続上の提出日であるとか、提出者は誰なのかとか、その時間、日時、場所、誰に対してというような細かいところまではきょうの協議ではなかったのですが、この文書ができ上がって、それをどのような形で提出するかということの確認の上で、協議の中に入れさせてもらいたいのですが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、提出日、そして提出者ということになると思いますので、事務局側として町長の日程とも調整が恐らく出てくるかと思しますので、その辺、現在のところまでで把握している部分でお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　それでは、事務局のほうからお話しさせていただきます。

4月定例教育委員会及びその以前にお話しさせていただいているところでございますが、昨年12月6日に当時の町長、佐々木町長に対しまして、教育委員様方全員でもって返却の依頼文書を提出させていただいております。今回は3度目の返却依頼となりますが、町長が相澤町長になっております。また、教育委員の委員構成におきましても、後藤委員が就任されております。そういったことも踏まえますと、今回も委員全員での町長への返却依頼というのがあった

ほうがよろしいのではないかと事務局では考えさせていただいているところでございます。

また、ただいま委員長からありました町長との日程でございますが、昨日まで町長の秘書担当のほうと詰めさせていただいたところ、5月9日金曜日でございます。その日、夕方6時から教職員の歓送迎会を予定しているところでございますが、その前であれば町長の日程もとれるということでしたので、1つ目の案としましては5月9日金曜日、午後4時以降ということでの案を示させていただきたいと思います。

第2案でございます。5月12日月曜日の午前中であれば、町長のスケジュールが調整できるというところの部分を秘書系のほうと協議させていただいております。

ですので、事務局としましては、委員様ができれば、御都合が当然おありだと思いますけれども、できる限り委員全員での提出、依頼に伺う。また、日付については今言いました5月9日午後4時以降、もしくは5月12日月曜日の午前中というのをお示しさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） この書類を提出する際には全員出席してお話を申し上げるということに、そういうような前提でもって、その日取りを選定しなければならないということでございますので、今2つ、5月9日が第1案。5月12日が第2案。5月9日については午後。5月12日月曜日については午前中が町長の日程として可能であるということですが、委員の皆さんのほうでそれぞれの御都合があらうかと思います。その辺を伺いながら、どうしてもその辺は無理だというようになれば、次の案を町長の日程と照らし合わせて考えなければならないということなので。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 大変申しわけないですが、5月9日は僕、都合が悪い。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 北海道に行っているということで。後藤委員さん、12日はいらっしゃいますか。

○3番委員（後藤眞琴君） 12日は大丈夫です。

○4番委員（佐藤三昭君） 12日、午前中ちょっと先約の仕事がありまして。もし皆さんが御都合よろしければ、ちょっと先方に交渉して仕事のほうをずらせば何とかなるのですけれども、ほかの方が私以外皆さんよろしいのであれば、ちょっとその調整をしてみます。今の提案の日だと12日の午前しかないという感じになってきていますので。

○委員長（佐々木勝男君） 成澤委員は。

○2番委員（成澤明子君） 私は12日、午後ならよかったのですけれども、どうしてもというときは何とかしたいと思いますけれども。例えば5月16日とか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今、ゴールデンウィーク明けということでとりあえず調整させてもらっていました。ですから、5月13日以降については、今のところ白紙状態ということにはなっております。

○4番委員（佐藤三昭君） 16日は大丈夫です。余り遅くしてもね。何とかしてみたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 16日金曜日ですね。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、大変申しわけないのですが、閉じていただいて、電話で確認して、日程をお知らせでどうでしょうか。ですから案として、12日の午後。どちらかというと16日、まず一回閉めていただいて。

○委員長（佐々木勝男君） 一回閉じますので。若干、確認とれるまで休憩とります。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 再開いたします。

それでは、事務局のほうから、日程調整された分について御報告をいただきます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 休憩をいただきましてありがとうございます。

ただいま町長の秘書担当と協議させていただきました。5月12日月曜日、午後4時30分から時間をいただきました。

なお、この時間につきましては、町長、副町長とも対応していただけるということで調整させていただきましたので、委員の皆様方にはいろいろと御面倒をかけますが、その日程でお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま報告いただきましたように、5月12日月曜日、午後4時半。町長室ということになります。教育委員会としては全委員。町長と、あと副町長ということになりますね。今確認いたしましたとおりでございますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

協議事項、日程第3については以上でございますが、よろしいですか。ほかに補足することはありませんね。

それでは、協議事項、日程第3の美里町小牛田地域学校給食センター基本構想については、以上でございます。

ほかに、特にその他の件はないわけでございますけれども、よろしいですね。

では、確認事項がありましたので回答していただくと。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君）　そうですね。議案第7号の美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、後藤委員さんのほうから利用者公募の方が4人選任されているのですが、何人の応募があったかというような御質問なのですが、4人の応募があり、4人が選任されております。以上です。

○3番委員（後藤眞琴君）　どうもありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君）　よろしいでしょうか。

それでは、以上で平成26年5月教育委員会臨時会議を終了いたします。

ありがとうございました。

午後3時15分　閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉 の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 7月10日

委員長

署名委員

署名委員